

Ⅲ 計画の期間及び見直しの時期

本計画の計画期間は、平成24年度から平成26年度の3年間です。

計画は、平成26年度を目標年度とし、障がい者の地域移行や一般就労への移行について数値目標を定めるとともに、障がい福祉サービス等の必要見込量についても、平成24年度から平成26年度までの年度ごとに設定します。

また、本計画期間の途中で、障害者自立支援法に代わる新たな法律の制定や、現在登別市で策定作業を行っている「登別市福祉のまちづくり条例」、「登別市地域福祉計画」、平成25年度策定予定の「登別市障害者福祉計画」等との関連から計画期間中の見直しも検討します。

Ⅳ 計画の達成状況の点検及び評価

各年度において、サービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。